

○長崎市急傾斜地崩壊対策事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命と財産を守るため市が実施する急傾斜地崩壊対策事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「急傾斜地崩壊対策事業」とは、擁壁、排水施設等の急傾斜地崩壊防止施設を設置する事業その他急傾斜地の崩壊を防止するため必要な調査、測量、工事等に係る事業をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱で使用する用語は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）で使用する用語の例による。

(要件)

第3条 市が実施する急傾斜地崩壊対策事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 長崎県急傾斜地崩壊対策事業補助金実施要綱（平成19年3月16日施行）第2条各号に掲げる要件に該当するものであること。
- (2) 急傾斜地が自然斜面であること。
- (3) 急傾斜地崩壊防止施設が設置される土地を市に寄附することについて、当該土地の所有者の同意が得られていること。
- (4) 急傾斜地崩壊対策事業の実施に係る事前調査の際に敷地内に立ち入ることについて、関係人からの同意が得られていること。
- (5) 急傾斜地崩壊対策事業に係る工事の用地の無償提供及び急傾斜地危険区域の指定について、関係人からの同意が得られていること。
- (6) 急傾斜地崩壊対策事業に係る工事の着工及び排水の流末について、関係人からの同意が得られていること。
- (7) 急傾斜地崩壊対策事業に係る工事に支障となる物件の撤去、移設等を当該物件の所有者が行うことについて、当該所有者からの同意が得られていること。
- (8) 関係人から急傾斜地崩壊対策事業に係る寄附の申出がなされていること。

(寄附の額)

第4条 急傾斜地崩壊対策事業の実施に当たって、関係人からの寄附の申出があつた場合における当該寄附の額は、急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の100分の5に相当する額又は75万円に工事施行延長1メートルにつき1万円を加算した額のいずれか低い額とする。

(申請)

第5条 急傾斜地崩壊対策事業の実施を申請する者の代表者（以下「代表者」という。）は、急傾斜地崩壊対策事業実施申請書（第1号様式）に、市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（決定通知）

第6条 市長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、急傾斜地崩壊対策事業の実施を決定したときは、急傾斜地崩壊対策事業実施決定通知書（第2号様式）により代表者に通知するものとする。

（完了通知）

第7条 市長は、急傾斜地崩壊対策事業が完了したときは、その旨を急傾斜地崩壊対策事業完了通知書（第3号様式）により代表者に通知するものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、急傾斜地崩壊対策事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱は、この要綱の施行の日以後にあらたに着手する急傾斜地崩壊対策事業について適用し、同日前に着手した急傾斜地崩壊対策事業については、なお従前の例による。

附 則（令和4年6月23日）

（施行期日）

この要綱は、告示の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）長崎市長

代 表  
住 所  
氏 名 印  
(TEL) ( )  
長崎市 自治会  
会 長 印

急傾斜地崩壊対策事業実施申請書

次のとおり急傾斜地崩壊対策事業の実施を申請いたします。

1 地区名

長崎市 地区

第2号様式（第6条関係）

長 第 号  
年 月 日

様

市長名

急傾斜地崩壊対策事業実施決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度急傾斜地崩壊対策事業について、長崎市急傾斜地崩壊対策事業実施要綱第6条の規定に基づき次のとおり実施を決定しましたので、通知します。

1 地区名

長崎市 地区

第3号様式（第7条関係）

長 第 号  
年 月 日

様

市長名

急傾斜地崩壊対策事業完了通知書

年 月 日 付け長 第 号で実施の決定をした急傾斜地崩壊対策事業が完了したので、長崎市急傾斜地崩壊対策事業実施要綱第7条の規定に基づき通知します。

1 地区名

長崎市 地区

2 急傾斜地崩壊危険区域名

急傾斜地崩壊危険区域

3 上記箇所の急傾斜地崩壊危険区域の指定年月日及び告示番号

年 月 日付け長崎県告示 号

4 維持管理について

- (1) 急傾斜地崩壊対策工事により構築された防災施設は、地元関係者の協力を得て当該施設の機能を損なわないよう適性に維持管理を行う。
- (2) 擁壁周辺の雑草除去及び排水施設等の日常管理については、地元関係者が行うこと。

5 その他

急傾斜地崩壊危険区域の指定による規制事項等法律を遵守すること。

第1号様式（第5条関係）

第2号様式（第6条関係）

第3号様式（第7条関係）